

【共済組合】令和5年度財源率等に関する事項

1 一般組合員ほか

(単位:千分率)

			一般組合員等 (一般職・特別職・ 特定消防組合員・ 市町村長組合員)	70歳以上の 一般組合員等 (後期高齢適用者 を除く)	後期高齢適用者 (原則、75歳 以上の組合員) (長期組合員)	継続長期組合員 (退職派遣者等)	職員団体専従者
短期	掛金率	標準報酬月額 標準期末手当等	49.52	49.52	2.80	—	49.52
	負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	49.52	49.52	2.80	—	49.52
	短期給付に係る特別財政 調整事業の調整負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	0.10	0.10	—	—	0.10
	育児・介護休業手当金 に係る公的負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	0.08	0.08	0.08	—	0.08
介護	掛金率	標準報酬月額 標準期末手当等	8.16	—	—	—	8.16
	負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	8.16	—	—	—	8.16
保健 (福祉)	掛金率	標準報酬月額 標準期末手当等	1.72	1.72	—	—	1.72
	負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	1.72	1.72	—	—	1.72
厚生年 金保険	組 保 険 料 率	標準報酬月額 標準期末手当等	91.50	—	—	91.50	91.50
	負 担 金 率	標準報酬月額 標準期末手当等	91.50	—	—	91.50	91.50
	基礎年金拠出金に係る 公的負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	40.9	—	—	40.9	40.9
退職等 年金	掛金率	標準報酬月額 標準期末手当等	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
経過 的 長 期	負担金率	標準報酬月額 標準期末手当等	0.0990	0.0990	0.0990	0.0990	—
厚生年金保険給付等 追加費用率 ※釧路市、北見市を除く		昭和37年12月1日以後 設立の所属所	11.0		「追加費用率11.0%」		
		上記以外の所属所	12.1		「追加費用率11.0%」×「支給率に基づく補正率1.092」(小 数点以下4位未満の端数を切上げ)		
経過的長期給付 追加費用率等 ※釧路市、北見市を除く		昭和37年12月1日以後 設立の所属所	1.1		「追加費用率1.1%」		
		上記以外の所属所	1.4		「追加費用率1.1%」×「支給率に基づく補正率1.092」(小 数点以下4位未満の端数を切上げ) + 「恩給条例給付負担 金(払込金)相当分0.1%」		
事 務 費		組合員1人当たり月額794円 (年額9,530円÷12月(3月調定時は端数調整のため796円)) ※短期組合員、後期高齢者等短期組合員の単価は、上記単価と異なります(裏面参照)。					
特定健診等に係る 地方公共団体負担金		組合員1人当たり年額150円×各所属所組合員数 ※組合員数は、短期組合員、後期高齢者等短期組合員も含めた令和5年4月1日の人数					

※ 「後期高齢適用者」は、短期給付は原則適用除外ですが、適用となる育児休業手当金・介護休業手当金に係る率を記載しています。

※ 経過的長期給付追加費用率に加算している恩給条例給付負担金(払込金)相当部分については「0.1%程度」と見込まれ、追加費用等の負担金の請求額は、当組合の請求時点(7月)の基礎数値をもって確定されます。

※ 釧路市、北見市の追加費用率等については、次のとおりです。

厚生年金保険給付等 追加費用率	釧路市	13.3	恩給条例給付負担金(払込金)相当分については、当組合 の請求時点(7月)の基礎数値をもって確定されます。
	北見市	13.2	
経過的長期給付 追加費用率等	釧路市	1.4	
	北見市	1.4	

※ 派遣職員・継続長期組合員・職員団体専従者については、子ども・子育て拠出金(通知時点での予定率3.6%)の負担があります。

※ 育児・介護休業手当金に係る公的負担金率、基礎年金拠出金に係る公的負担率、厚生年金保険給付等追加費用率及び経過的長期給付追加費用率については、後日告示される予定です。

2 短期組合員・後期高齢者等短期組合員

(単位:千分率)

区 分			短期組合員	後期高齢者等 短期組合員	短期組合員		後期高齢者等 短期組合員			
			(地方公共団体職員)	(地方公共団体職員)	(職員引継一般地方独立行政法人職員)		(職員引継一般地方独立行政法人職員)			
			負担金の負担主体		負担金の負担主体		負担金の負担主体		負担金の負担主体	
			地方公共団体		地方公共団体		独 法	地 方 公 共 団 体	独 法	地 方 公 共 団 体
短 期	掛 金 率	標 準 報 酬 月 額	49.52	2.80	49.52	—	2.80	—		
		標 準 期 末 手 当 等								
	負 担 金 率	標 準 報 酬 月 額	49.52	2.80	49.52	—	2.80	—		
		標 準 期 末 手 当 等								
短 期 給 付 に 係 る 特 別 財 政 調 整 事 業 の 調 整 負 担 金 率	標 準 報 酬 月 額	標 準 報 酬 月 額	0.10	—	0.10	—	—	—		
		標 準 期 末 手 当 等								
	育 児 ・ 介 護 休 業 手 当 金 に 係 る 公 的 負 担 金 率	標 準 報 酬 月 額	0.08	0.08	—	—	—	—		
		標 準 期 末 手 当 等								
介 護	掛 金 率	標 準 報 酬 月 額	8.16	—	8.16	—	—	—		
		標 準 期 末 手 当 等								
	負 担 金 率	標 準 報 酬 月 額	8.16	—	8.16	—	—	—		
		標 準 期 末 手 当 等								
保 健 (福 祉)	掛 金 率	標 準 報 酬 月 額	1.72	—	1.72	—	—	—		
		標 準 期 末 手 当 等								
	負 担 金 率	標 準 報 酬 月 額	1.72	—	1.72	—	—	—		
		標 準 期 末 手 当 等								
事 務 費		組合員1人当たり月額384円 (年額4,610円÷12月(3月調定時は端数調整のため386円)) ※一般組合員等の単価は、上記単価とは異なります。								
特 定 健 診 等 に 係 る 地 方 公 共 団 体 負 担 金		組合員1人当たり年額150円×各所属所組合員数 ※組合員数は、短期組合員、後期高齢者等短期組合員も含めた令和5年4月1日の人数								

※ 「後期高齢者等短期組合員」は、短期給付は原則適用除外ですが、適用となる育児休業手当金・介護休業手当金に係る率を記載しています。

3 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の最高限度額

(単位:円)

短 期 ・ 保 健 (福 祉)	標 準 報 酬 月 額	1,390,000
	標 準 期 末 手 当 等	5,730,000 (年度累計額)
厚 生 年 金 保 険 退 職 等 年 金 経 過 的 長 期	標 準 報 酬 月 額	650,000
	標 準 期 末 手 当 等	1,500,000

・任意継続組合員の掛金算定の基礎となる標準報酬月額の最高限度額 360,000円

【福祉協会】令和5年度財源等に関する事項

1-(1) 福利事業に係る掛金・負担金率(共済会員)

(単位:千分率)

		共 済 会 員 (短時間勤務職員を含む)
掛 金 率	標 準 報 酬 月 額	0.467
	標 準 期 末 手 当 等	
負 担 金 率	標 準 報 酬 月 額	0.467
	標 準 期 末 手 当 等	

1-(2) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の最高限度額(福利)

(単位:円)

福 利	標 準 報 酬 月 額	1,390,000
	標 準 期 末 手 当 等	5,730,000 (年度累計額)

2-(1) 退職後の医療給付事業に係る掛金率(現職会員)

(単位:千分率)

		現 職 会 員 (短時間勤務職員を含む)
掛 金 率	標 準 報 酬 月 額	3.55

2-(2) 標準報酬の月額の最高限度額(医療)

(単位:円)

医 療	標 準 報 酬 月 額	650,000
-----	-------------	---------

※下限標準報酬月額については、経過措置(令和5年、6年度)期間有(令和4年11月15日付北福業第98号参照)

■上記の「短時間勤務職員」は、共済組合の「短期組合員、後期高齢者等短期組合員」となります。